

令和4年10月吉日

神奈川県病院協会政治連盟

委員長 菅 泰博 様

公益社団法人 神奈川県病院協会

会長 吉田 勝明 様

## 国へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和5年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴連盟、貴協会からの国へのご要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

衆議院 第2選挙区支部長 菅 義偉

衆議院 第3選挙区支部長 中西 健治

衆議院 第4選挙区支部長 山本 朋広

衆議院 第5選挙区支部長 坂井 学

衆議院 第6選挙区支部長 古川 直季

衆議院 第7選挙区支部長 鈴木 馨祐

衆議院 第8選挙区支部長 三谷 英弘

衆議院 第9選挙区支部長 中山 展宏

衆議院 第10選挙区支部長 田中 和徳

衆議院 第11選挙区支部長 小泉 進次郎

衆議院 第12選挙区支部長 星野 剛士

衆議院 第13選挙区支部長 甘利 明

衆議院 第14選挙区支部長 あかま 二郎

衆議院 第15選挙区支部長 河野 太郎

衆議院 第16選挙区支部長 義家 弘介

衆議院 第17選挙区支部長 牧島 かれん

衆議院 第18選挙区支部長 山際 大志郎

参議院 選挙区第3支部長 島村 大

参議院 選挙区第4支部長 三原じゅん子

参議院 選挙区第5支部長 浅尾 慶一郎



回答様式

NO	16-001	要望 団体	公益社団法人神奈川県 川県病院協会/神奈川県 川県病院協会政治 連盟	厚生労働省
----	--------	----------	---	-------

件名	新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題憲章と新たな危機体制整備について			
要望	1 新感染症拡大時の課題の調査・検証			
要旨	新興感染症の感染拡大にあたって、制度上、課題となつたことをしっかりと調査・検証すること 2 危機管理対応の検討 調査・検証に基づいて、政府・自治体・医療関係者・救急関係者などによる、危機管理の視点から、新感染症への対応を検討し、制度・体制の見直しや整備に取り組むこと			

【回答】

- これまでの新型コロナ対応については、本年6月15日、内閣官房に設置された有識者会議において、次の感染症危機への備えとして、政府の対応に関する客観的な評価や、中長期的観点からの課題の整理が行われた。
- 有識者会議で指摘された課題、また、厚生労働省の審

議会における議論も踏まえ、今般、平時に都道府県と医療機関の間で協定を結んで計画的な病床の整備等を進めることや、保健所・検査等の体制強化、機動的なワクチン接種の実施等について、政府としてその枠組みを法定し、感染の初期段階から速やかに立ち上がり機能する保健医療提供体制の構築を図っていくため、感染症法等の改正を行うこととし、臨時国会に法案を提出する予定である。

(厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部・西倉・03-3595-3179)

回答様式

NO	16-001	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県政治連盟	省庁名	内閣官房
----	--------	----------	-------------------------	-----	------

件名	新興感染症拡大時に、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について
要旨	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、行政検査契約や感染症法に基づく制度および体制が円滑に機能しない場面が見られたため、これらの状況を調査・検証し、今後の「危機」の際に、医療現場の感染拡大防止や医療提供に支障が生じることのないよう、制度および体制の見直しや整備に取り組みきたい。

【回答】  
 本件、要望の趣旨にご記載いただいた内容は厚生労働省所管事項になるため、厚生労働省から、(別途厚生労働省へご依頼いただいております) 古川直幸事務所に、ご回答差し上げるべく調整させていただきます。

回答様式

NO	16-002	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県政治連盟	省庁名	厚生労働省・財務省
----	--------	----------	-------------------------	-----	-----------

件名	コロナ感染症下及びポストコロナにおいて医療提供体制を確保するための支援について
要望 要旨	<p>1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病床確保料、各種設備整備事業、医療従事者派遣事業、ワクチン接種体制支援事業など、すべての事業の継続</li> </ul> <p>2 後方病院、感染症以外の傷病に対応する病床への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者受入病院と比べると支援に乏しいが、地域の医療提供体制の中で重要な役割を果たすため、一層の支援が必要。</li> </ul> <p>3 高齢者施設（介護老人保健施設等）における感</p>

	<p>染拡大・重症化予防のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への無料 PCR 検査事業の継続（持ち込ませない）</li> <li>・医療が早期介入するための体制強化（拡大させない）</li> <li>・施設内療養時の過大な負担に見合うような、医療並みの報酬の評価</li> </ul>
--	---

【回答】

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の継続について
- 新型コロナに対応する医療機関に対する財政支援として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等についてはこれまで約6.8兆円を措置してきたところですが、
- 今般、昨今の感染状況等を踏まえて、本年9月末までとしていた病床確保料等の支援の期限について、コロナ診療の実態等に即した見直しを行った上で、令和5年3月まで継続することとし、予備費を措置したところです。
- 引き続き、足元の感染状況や医療機関の運営状況等を踏まえつつ、必要な医療提供体制が確保されるよう検討

- してまいります。
- (医政局総務課・小林・03-3595-2189)  
(新型コロナウイルス対策推進本部・土橋・03-3595-3205)
- 2 後方病院、感染症以外の傷病に対応する病院への支援
- 後方病院等への財政支援策として、感染者の増加により新型コロナウイルス患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫している中で、症状が落ち着いた入院患者の早期転院等を図り、転院・入院を円滑化するために、都道府県から新たに割り当てられた即応病床に対する1床あたり450万円の緊急支援を、令和4年9月末まで実施しておりますが、感染状況が下降局面である状況を踏まえ、現在は支援を終了しております。
- 一方で、診療報酬上の評価については、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を含め、入院医療に係る診療報酬の大幅な引き上げ等を実施しています。
- 引き続き、必要な医療提供体制が確保されるよう、必要な支援に取り組みまいります。

(医政局総務課・小林・03-3595-2189)  
(保険局医療課・望月・03-3595-2577)

3 高齢者施設（介護老人保健施設等）における感染拡大・重症化予防のための支援

【職員への無料PCR検査事業の継続について】

○ 高齢者施設等については、クラスターが発生した場合の影響が大きいことから重点的に検査を実施していくことが重要と考えられており、全ての都道府県等において、高齢者施設等の職員等に対する検査の集中的実施計画を策定し、定期的な検査を実施することを要請しています。

○ 検査の頻度については、PCR検査又は抗原定量検査で行う場合には、できる限り週に1回程度実施すること  
・ PCR検査等による実施が困難な場合は、抗原定性検査キットをより頻回に実施すること（例えば週2～3回以上）も有効であること  
をお示ししています。

○ これらの検査については、行政検査の対象として全額公費で行われます。

○ 引き続き、必要な方々に対する検査が確実に行われるよう、都道府県等とも連携して取り組んでまいります。

(新型コロナウイルス対策推進本部・佐野・03-6812-7813)

【医療が早期介入するための体制強化について】

○ 高齢者施設等においても感染者が増えていることを踏まえ、これらの方々に対して、必要な医療支援等が提供されることが重要であることから、施設からの連絡等により、感染発生から24時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制の整備

・ 全ての施設で、医師や看護師による往診・派遣が可能な医療機関の事前確保を進めてきています。

○ 国としては、これまで、都道府県の医療部局及び介護部局に対して、高齢者施設等への医療支援体制を確実に稼働させるよう、繰り返し確認や依頼を行っており、都道府県においても、施設等に対する医療支援の稼働

回答様式

NO	16-002	要望団体	公益社団法人神奈川県病 院協会/神奈川県病院協 会政治連盟	省庁名	財務省
----	--------	------	-------------------------------------	-----	-----

件名	コロナ感染症下及びポストコロナにおいて医療提供体制を確保するた めの支援について
要望要	<p>コロナ感染症下及びポストコロナにおいて医療提供体制を確保するた めの支援を次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の継続 ・病床確保料、各種設備整備事業、医療従事者派遣事業、ワクチン 接種体制支援事業など、すべての事業の継続</li> <li>2 後方病院、感染症以外の傷病に対応する病院への支援 ・患者受入病院と比べるも支援に乏しいが、地域の医療提供体制の 中で重要な役割を果たすため、一層の支援が必要。</li> <li>3 高齢者施設（介護老人保健施設等）における感染拡大・重症化予 防のための支援 ・職員への無料PCR検査事業の継続（持ち込ませない） ・医療が早期介入するための体制強化（拡大させない） ・施設内療養時の過大な負担に見合うような、医療並みの報酬の評 価</li> </ol>

【回答】  
ご要望につきましては、厚生労働省における検討状況や要求内容を踏まえ、  
予算編成過程で検討してまいります。

状況を把握の上、地域の医師会等の関係者と協議しな  
がら対応を行っているものと把握しています。

○引き続き高齢者施設において必要な医療支援が提供さ  
れるよう、体制整備・強化に努めてまいります。

(新型コロナウイルス対策推進本部・土橋・03-3595-3205)

【施設内療養時の過大な負担に見合うような、医療並みの  
報酬の評価について】

○感染者が発生した高齢者施設に対する支援について  
は、

- ・緊急時の介護人材確保や消毒等にかかるかかり増し経  
費への補助を行っているほか、
- ・施設内療養者1名当たり最大15万円から30万円への  
追加補助の全国拡大について、本年12月末まで延長し  
たところ。

○また、一時的に人員や運営の基準を満たすことができ  
ない場合にも介護報酬を減額しないこと等の柔軟な取扱  
いも実施している。

(老健局老人保健課・佐野・03-3595-2490)

回答様式

NO	16-003	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会 / 神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	財務省
----	--------	----------	----------------------------------	-----	-----

件名	病院の消費税問題の解決について
要望 要旨	今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするよう見直すこと 病院の社会保険診療報酬については、「原則課税」とするよう見直すこととで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決することを要望する。
【回答】	<p>○ 消費税は、国内における幅広い取引を対象として広く負担を求める税ですが、例えば、医療、福祉、教育のほか、消費者の負担を軽減すべき政策的配慮が特に必要な取引等について「非課税」としているところがあります。</p> <p>○ こうした医療・福祉・教育などを課税化することについては、              ① 消費者の負担が増加することに国民の理解を得ることが必要であり、              ② これらの取引を行う事業者に新たに事務負担が発生することなどから慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>○ なお、売上げが非課税の場合には、控除されるべき売上税額がないため、仕入税額は控除できないこととされていますが、こうした控除の対象とならない仕入税額については、サービスマーケットに転嫁していただくことが原則となります。</p> <p>○ この点、非課税売上げとなる社会保険診療については、公定価格であるため診療報酬に仕入税額相当分の上乗せを行い、実質的に医療機関の負担とならないよう手当していただくところです。</p>

回答様式

NO	16-003	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会 / 神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	----------------------------------	-----	-------

件名	病院の消費税問題の解決について
要望 要旨	今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするよう見直すこととで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決することを要望する。
【回答】	<p>○ 令和元年10月に実施した、消費税率引上げに伴う診療報酬改定においては、診療報酬の配点方法の精緻化等を行うことにより、医療機関種別ごとに消費税負担に見合う補てんとなるよう配点を行った。</p>

回答様式

NO	16-004	要望団体	公益社団法人神奈川県病院協会 神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	財務省
----	--------	------	--------------------------------	-----	-----

件名	地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて、次のとおり要望する。
要望要旨	<p>1 全国国庫負担の範囲を拡大するよう、医療介護総合確保促進法を改正すること 改正までの間、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講ずること</p> <p>2 配分額は人口規模に応じたものとする こと。令和3年度の内示では、当県への配分額は14.7番目（人口は全国2番目）</p> <p>3 事業区分率の配分比率は、地域医療の乗情を反映すること</p> <p>4 事業区分間の融通を認めること</p> <p>5 具体的な使途は、これまでに自治体の数値に委ねること</p>

【回答】

ご要望につきましては、厚生労働省における検討状況や要求内容を踏まえ、予算編成過程で検討してまいります。

○ 令和2年度の補てん状況を見ると、医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率は103.9%、病院の補てん率は、110.1%となっているところであり、マクロでは補てんできていない状況と考えているが、引き続き、必要な検証を行ってまいります。

○ また、医療に係る消費税の非課税制度を見直し、原則課税に改めることについては、

- ① 公的保険の適用となる医療サービスは、社会政策的な配慮に基づき非課税とされている経緯
  - ② 同じく、社会政策的な配慮に基づき非課税とされているその他のサービスへの影響
- といった課題があり、慎重に検討する必要があると考えている。

(医政局総務課・太田紗絵・03-3595-2189)  
(保険局医療課・宮内勇輝・03-3595-2577)



NO	16-004	要望 団体	公益社団法人神奈川 県病院協会／神奈川 県病院協会政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-------------------------------------	-----	-------

件名	地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて
要望 要旨	<p>地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて、次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全額国庫負担の範囲を拡大するよう、医療介護総合確保促進法を改正すること 改正までの間、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されず活用できる措置を講じること</li> <li>2. 配分額は人口規模に応じたものとすること ・ ・ ・ 令和3年度の内示では、当県への配分額は14 番目（人口は全国2 番目）</li> <li>3. 事業区分毎の配分比率は、地域医療の実情を反映すること</li> <li>4. 事業区分間の融通を認めること</li> <li>5. 具体的な用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること</li> </ol>

1. 地域医療の確保については、本来、医療計画の策定や地域医療構想の推進を通じて、都道府県が主体的に取り組みべきものであり、地域医療介護総合確保基金の造成に当たっては、事業区分1-2（地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業）を除き、都道府県にも一部必要な財政負担を求めている。  
一方で、地域医療構想の推進に当たり、特に病床数の減少や医療機関の再編統合に取り組み際には、雇用調整や債務承継など関係者の利害関係が複雑に絡み合う極めて難易度の高い課題の速やかな解決が求められる。このため、事業区分1-2については、都道府県の財政負担能力に影響を受けることなく、円滑な事業実施が可能となるよう、特例的に全額国費負担による財政支援を行っている。  
同基金における国と地方の負担割合の見直しについては、事業の実施主体、解決すべき課題の内容、支援の目的やその効果などを総合的に勘案した上で慎重に判断する必要がある。
2. 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律においては、都道府県計画に掲載された事

業に要する経費を支弁するため、基金を設ける場合には、国はその財源に充てるために必要な資金を負担することとされている。このため、地域医療介護総合確保基金の配分は、人口規模に応じた一律の配分ではなく、都道府県が作成する都道府県計画に掲載された事業に要する経費を支弁するために、都道府県からの交付申請額に応じて配分している。

都道府県における基金事業が円滑に実施されるよう引き続き、適切な配分に努めてまいりたい。

(参考) 令和3年度神奈川県からの要望額：17.7億円

神奈川県への交付額：17.4億円

平成26年度から令和2年度までの

神奈川県への交付額：206.7億円

神奈川県の実行額：173.3億円（執行率83.8%）

3. 地域医療介護総合確保基金の配分は、都道府県計画に基づき、都道府県からの交付申請額に応じて配分しており、事業区分毎の配分比率の調整は行っていない。なお、都道府県計画の作成に当たっては、公正性や透明性を確保するため、都道府県に対し、幅広い地域の関係者、具体的には、医療を受ける立場にある者、医療保険者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体などの意見の反映を求めており、それ

ぞれの地域の医療の実情を反映した都道府県計画が作成されることとなっている。

4. 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に併せ、在宅医療や医療従事者の確保が図られることが必要であると認識しており、これらに必要な財政支援をバランスよく行う観点から、各都道府県からの要望も踏まえ、それぞれの予算を区分した上で配分している。このため、配分後の事業区分間の調整は認めていないが、各都道府県が基金事業を継続して実施できるようにするために、事業区分毎の予算については、引き続き、十分な確保に努めてまいりたい。

5. 地域医療介護総合確保基金を活用する事業のうち、事業区分Ⅰー1（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）、及び事業区分Ⅳ（医療従事者の確保に関する事業）については、国から示した標準事業例等を参考に都道府県の裁量により創意工夫して、地域の実情を反映した事業メニューを設定できる仕組みとなっている。

地域医療を確保するために解決すべき課題は地域によって様々であり、地域の実情に合わせ、地域医療介

護総合確保基金を有効活用できるよう引き続き、都道府県に対し必要な助言を行ってまいります。

(担当部局課室・氏名・連絡先)  
 厚生労働省医政局地域医療計画課  
 医師確保等地域医療対策室・生駒・03-5253-1111 (内線 2555)

NO	16 - 005	要望 団体	公益社団法人 神奈川県 病院協会 / 神奈川県病 院協会政治 連盟	省庁名 厚生労働省
----	----------	----------	--	--------------

件名	病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について			
要望	病院における看護補助者（介護職員）の円滑な確保のため、			
要旨	介護報酬制度上の処遇改善加算に準じた診療報酬上の加算制度を早期に創設することを要望する。			

【回答】

1 看護職員の処遇改善については地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関の看護職員を対象として、本年2月から9月までは、補助金により収入を1%程度（月額平均4,000円相当）引き上げるための仕組みを設けており、また、本年10月以降は、診療報酬により収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための仕組みを創設することとしていきます。

回答様式

- 2 この仕組みの中で、医療機関の実情に応じて、看護職員だけでなく看護補助者等のコメントがダイカルである職員についても、賃金の改善措置の対象者に加えることができることとしていきます。
- 3 今後の更なる具体的な処遇改善の方向性については、「公的価格評価検討委員会」の中間整理を踏まえ、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討していきます。

(保険局医療課)  
(医政局看護課)

NO	16-006	要望 団体	公益社団法人 神奈川県 病院協会/ 神奈川県 病院協会 政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	---	-----	-------

件名	看護職員等の処遇改善について
要望	看護職員等の処遇改善の対象は、全ての病院と職種
要旨	とし、全体的な処遇改善につながる仕組みとするこ と

【回答】

- 1 看護職員の処遇改善については地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関の看護職員を対象として、本年2月から9月までは、補助金により収入を1%程度(月額平均 4,000 円相当)引き上げるための仕組みを設けており、また、本年10月以降は、診療報酬により収入を3%程度(月額平均 12,000 円相当)引き上げるための仕組みを創設することとしています。
- 2 対象となる医療機関については、看護職員の賃金水準が全産業平均に比べて高い状況の

回答様式

NO	16-007	要望 団体	公益社団法人 神奈川県 病院協会/ 神奈川県病 院協会政治 連盟	厚生労働省	
----	--------	----------	---	-------	--

中で、「地域においてコロナ医療など一定の役割を担っている医療機関」としているところ、具体的には、平日1日救急車1台以上程度の搬送件数のある医療機関を念頭においた、「救急医療管理加算を算定する救急搬送件数が年間200以上の医療機関」及び「三次救急を担う医療機関」と整理しています。

3 また、この仕組みの中で、医療機関の実情に応じて、看護職員だけでなく看護補助者等のコメディカルである職員についても、賃金の改善措置の対象者に加えることができることとしていきます。

4 今後の更なる具体的な処遇改善の方向性については、「公的価格評価検討委員会」の中間整理を踏まえ、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討していきます。

(保険局医療課)  
(医政局看護課)

件名	医療法人事業報告書等データベース化事業について				
要望 要旨	<p>2023年度より、医療法人の事業報告書等がインターネット上から閲覧できることとなった。</p> <p>このことにより、簡単に誰もが閲覧できることとなるため、これままで以上に過剰な詮索や営業活動のターゲットとなることが懸念される。</p> <p>医療法人が不利益を被ることのないよう、以下のことについて、要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当事者である医療関係者の声をよく聞いて、事業を検討すること</li> <li>2 インターネット上での閲覧の運用にあたっては、一定の制限を設けること（本人確認の実施、閲覧記録の保存、ダウンロードの制限等）</li> </ol>				

回答様式

NO	16-008	要望 団体	公益社団法人 神奈川県 病院協会/ 神奈川県病 院協会政治 連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	---	-----	-------

件名	電気料金・ガス料金の値上げに対応した病院への支援について				
要望	<p>一般の電気料金・ガス料金の大幅な値上げが病院医療を圧迫している。</p> <p>当協会が会員病院に実施した調査では、前年同月比（2021年3月と2022年3月の比較）で、電気料金は1.6倍、ガス料金は1.5倍の値上がりとなった。（詳細は参考資料「電気・ガス値上がり調査（速報）2022年6月9日」参照）</p> <p>病院は入院治療を行うため、24時間体制で空調や照明を稼働させており、放射線器や各種モニター、人工呼吸器などの医療機器を多数抱えている。</p> <p>診療報酬（公定価格）は改定されたばかりであるが、これだけ大幅な電気料金・ガス料金の値上げが</p>				
要旨					

【回答】

- 毎年、医療法人が都道府県に届出を行う事業報告書等や計算書類（※）について、これまで紙媒体による運用だったところ、行政手続きのデジタル化の観点等から、

  - 2022年4月から、ウェブ上のアップロードによる届出を可能にした上で、2023年4月からインターネットの利用等により閲覧に供すること
  - こうした情報を国に蓄積し、データベース化することとしており、

医療関係団体や学識経験者の御意見も伺いながら、医療法人の経営状況を速やかに把握できる環境整備を進めているところです。

（※）事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事又は公認会計士等の監査報告書
- なお、閲覧者や閲覧内容の確認等にかかる事務手続については、これまで紙媒体で実施してきた都道府県の実情に沿って適切に取り扱うこととしており、引き続き制度の適切な運用に向けて、都道府県と連携しながら対応してまいります。

（医政局医療経営支援課・下田大道・03-3595-2274）

あったとしても、患者に価格転嫁することができな  
いため、診療報酬の臨時改定、または、一定の間の  
補助による支援を要望する。

【回答】

1 物価高騰の影響を受けている医療機関への支援につ  
いては、自治体の判断により「新型コロナウイルス感  
染症対応地方創生臨時交付金」を活用いただいており、  
厚生労働省としても、既に取組を進めている自治体の  
事例を収集・共有するなどし、繰り返しその活用をお  
願ひしてききました。

2 物価高騰に対する追加策として9月に創設した6千  
億円の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方  
交付金」においては、効果的と考えられる推奨事業メ  
ニューを自治体に提示し活用を促しており、その1つ  
として医療機関に対する支援を掲げています。

これにより、これまで以上に医療機関支援の取組が  
広がっていくものと考えております。

3 なお、診療報酬については、医療機関の経営状況や  
物価・賃金の動向、保険料負担や患者負担といった国  
民負担の在り方等を総合的に勘案して、原則として、  
2年に1度改定を行っています。

医療機関の経営状況については、御指摘の物価の動  
向だけでなく、全体の費用や患者数の動向など、様々  
な要因の影響を受けるものであり、こうした要因を引  
き続き注視してまいります。

4 厚生労働省としては、自治体において交付金を活用  
した医療機関の負担軽減の取組が進むよう、自治体へ  
の働きかけ等を継続的に進めてまいります。

(医政局医療経営支援課・藤本・03-3595-2261)

(保険局医療課・平井・03-3595-2577)

回答様式

NO	16-009	要望 団体	公益社団法人 神奈川県 病院協会/ 神奈川県病 院協会政治 連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	---	-----	-------

件名	「医師の働き方改革」の課題（宿日直許可基準）について	
要望 要旨	宿日直許可基準の判断基準、宿日直許可の回数等	
【回答】	<p>1 医療機関が、その勤務実態に応じて適切に宿日直許可（※1）を取得できることは重要であると考えています。</p> <p>（※1）宿日直許可とは、宿日直勤務が常態としてほとんど労働をする必要がない勤務と認められる場合に、労働基準監督署長の許可により、労働基準法上の労働時間規制を適用除外とする仕組み。</p> <p>2 これまで、厚生労働省においては、2019（令和元）年</p>	

7月に「医師の働き方改革に関する検討会」における議論を踏まえ、医師等の宿日直許可基準の細目を定めた通知を新たに発出し、また当該通知に沿って許可がなされた許可事例を収載した解説資料を作成し医療機関に提供しています。

3 医療機関においては、医師の宿日直許可の取得の可否への不安から、労働基準監督署への相談に踏み出せないとの声があったこと、また、日本医師会や四病院団体協議会からのご要望も踏まえて、2022（令和4）年4月から厚生労働省本省に宿日直許可申請に係る医療機関専用の相談窓口を開設した他、都道府県医療勤務環境改善支援センターにおける許可申請支援を充実させるなど、医療機関の宿日直許可申請の円滑化のための施策を実施しています。

労働基準監督署や都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいては、医療機関から宿日直許可申請に関する相談等があった場合には、懇切丁寧な対応を行い、必要に応じ許可に向けた助言等を行っていますので、まずは、申請や相談をいただきたいと思います。

4 厚生労働省としては、2024（令和6）年4月の改正法施行に向けて、地域医療が引き続き確保できるかどうかを確認しながら取組を進めていく必要があると認識



回答様式

NO	16-010	要望 団体	神奈川県病院協 会／神奈川県病 院協会政治連盟	厚生労働省
----	--------	----------	-------------------------------	-------

しており、都道府県や病院に対して、施行に向けた準備状況や医療体制への影響などの状況も確認しつつ、丁寧に対応してまいります。

(担当部局課室・氏名・連絡先)  
 労働基準局監督課・嘉副・03-3595-3203  
 労働基準局労働条件政策課・宮内・03-3595-3183  
 医政局医事課・高橋・03-3595-2196

件名	2022年診療報酬改定における「地域包括ケア病棟、感染対策向上加算の施設基準の改善」について			
要望	1 地域包括ケア病棟における施設基準の改善			
要旨	入院料において、随所に「減算」ルールが導入されたが、特に慢性期病院では施設基準をクリアすることが難しい。 2 感染対策向上加算の施設基準の改善 要件の見直しがなされたが、コロナ下り患者の積極的受け入れを担っている慢性期病院の貢献が評価されていない。			

【回答】

- 1 地域包括ケア病棟における施設基準の改善
- 地域包括ケア病棟入院料については、令和4年度診療報酬改定において、一般病床及び療養病床の入院患者の特殊性の違いを踏まえ、療養病床における地域包括ケア病棟入院料の評価体系及び要件を見直しております。
- 地域包括ケア病棟における診療報酬上での評価の在り方については、引き続き必要に応じて中央社会保険医療協

議会にて議論して参ります。

## 2 感染対策向上加算の施設基準の改善

- ご指摘の感染対策向上加算は、これまでの感染防止対策加算による取組を踏まえつつ、個々の医療機関等における感染防止対策の取組や地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策の取組を更に推進する観点から、令和4年度診療報酬改定において新設したものでその趣旨を踏まえた具体的な要件の設定を行っております。
- 感染対策向上加算の在り方については、今後、医療現場からのご意見や、将来的な新興感染症に対する医療提供体制に係る議論の状況等をしかりと確認し、引き続き必要に応じて中央社会保険医療協議会にて議論して参ります。
- なお、新型コロナウイルス感染症の診療に係る診療報酬上の特例については、当該加算の届出に関わらず、診療報酬上の評価を大幅な引き上げを行っており、さらに今月からは、回復患者の受け入れに係る評価をさらに拡充してまいりますことも併せてお伝えいたします。

(保険局医療課・松木田／望月・03-3595-2577)

令和4年 9月12日

神奈川県病院協会政治連盟  
委員長 菅 泰博 様

## 神奈川県へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにつきまして、ご提出いただきました要望書に対する八月末時点の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

医療・福祉グループ長

原 聡 祐

医療・福祉グループ事務局長

高橋 栄一郎

医療・福祉グループ委員

小川 久仁子

医療・福祉グループ委員

敷田 博 昭

医療・福祉グループ委員

細谷 政 幸

医療・福祉グループ委員

網 嶋 洋 一

医療・福祉グループ委員

神倉 寛 明

医療・福祉グループ委員

永田 輝 樹



謹啓 清秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び  
申し上げます。

日頃より公明党に対し格別なるご支援を賜り、まことにありがと  
うございます。

さて、この夏の予算要望ヒアリングにおきまして頂戴いたしまし  
たご要望に対し、県当局から回答がまいりましたので、取り急ぎご送  
付申し上げます。

私どもといたしましては、今次の回答を精査の上、今後の、県当局  
との折衝につなげてまいる所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し  
上げます。

謹白

令和4年10月

公明党神奈川県議会議員団  
団長 亀井 貴嗣



## 回答様式

NO	16-011	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県 病院協会／神奈川県病 院協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	---------	-------------------------------------	----	-------

件 名	国への要望に対する県から国への働きかけについて
要 望 要 旨	<p>1 新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について</p> <p>2 コロナ感染症下及びポストコロナにおいて医療提供体制を確保するための支援について</p> <p>3 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて</p> <p>4 病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について</p> <p>5 看護職員等の処遇改善について</p> <p>6 医療法人事業報告書のデータベース化事業について</p> <p>7 電気料金・ガス料金の値上げに対応した病院への支援について</p> <p>当協会が国に要望した内容(1～7)について、神奈川県からも国に働きかけていただくよう、要望する。</p> <p>1～3、6については、以下のことも要望</p> <p>1 県としても大きな課題として認識しているはずであり、同じように保健所政令市を複数有する都道府県などとも連携して、危機対応としての制度の改善を働きかけること</p> <p>2 国の補助金の執行にあたって、本県の実情に応じた柔軟な運用を図ること</p> <p>3 これまで以上に地域の医療機関が基金を活用できるよう、最大限の努力をすること</p> <p>6 横浜、川崎、相模原、横須賀市と連携し、県内で統一した運用を行うこと</p>

(1～7について)

いただいたご要望について、必要に応じ、全国知事会、国の会議などの機会を通じ、国に貴会の意見を伝えてまいります。

(1について)

神奈川県では、令和4年6月に、「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限と財源を見直し、都道府県が迅速に広域的な感染症対策を行えるよう、早急に法改正を行うことなどについて国への提案活動を実施しています。また、「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」において、2年以上にわたり先駆的に取り組んできた新型コロナウイルス感染症への本県の対応を検証し、次のパンデミックに向けた提言を国に提出しました。

今後も国の動向に注視し、必要に応じ国へ働きかけてまいります。

(2について)

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療機関の資金繰りに支障を生じないように、病床確保料を四半期分ごとに交付するなど、柔軟な運用を図ってまいりました。

今後も、新型コロナウイルス感染症に対応いただいている医療機関の支援のために、医療機関のご意見を伺いながら、可能な限り、柔軟な運用を行ってまいります。

(3について)

当基金の国による配分は事業区分Ⅰ－1（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）及び区分Ⅰ－2（地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業）に重点が置かれていますが、本県では事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）、Ⅳ（医療従事者の確保）及びⅥ（勤務医の働き方改革の推進）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組を進める医療機関における医療従事者不足や、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの支障が生じかねないものと認識しております。

こうした認識のもとで、本県では、国に対して、「地域の実情に応じた取組に幅広く活用することを認めること」や、「特に不足している事業区分Ⅱ及びⅣへの配分の増額を行うこと」などを求める提案を行っており、配分方針に本県の実情が反映されるよう、今後も機会をとらえて提案等を行うとともに、基金の活用のために必要な取組みを実施してまいります。

また、神奈川県計画の策定や、その事業化に際しては、幅広い情報提供に努めるとともに、地域医療構想における構想区域ごとの実情に応じた施策を講ずることができるよう、地域医療構想調整会議等において御意見を伺いながら、地域の実情に即した施策の検討に努めてまいります。

(6について)

本事業は、国により実施されているものであることから、機会をとらえ国に御要望をお伝えしてまいります。

## 回 答 様 式

NO	16-012	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県 病院協会/神奈川県病院 協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	------------	-------------------------------------	----	-------

件 名	「紹介受診重点医療機関」の協議について
要 望 要 旨	<p>「紹介受診重点医療機関」の協議について、次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「外来機能報告等に関するガイドライン」にある「医療機関の意向と地域の協議の場での結論が一致したものに限り、紹介受診重点医療機関とし、都道府県において、協議結果を取りまとめて公表すること」を遵守すること。</li> <li>2 協議過程で各地域に混乱が生じることの無いよう、徹底すること。</li> </ol>
	<p>本県としても「外来機能報告等に関するガイドライン」に基づき、地域医療構想調整会議の場を活用しながら丁寧に協議を進めてまいります。</p>

## 回答様式

NO	16-013	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県 病院協会／神奈川県病 院協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	------------	-------------------------------------	----	-------

件 名	地域枠医師へのキャリア形成プログラムの充実について
要 望 要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医師の偏在や診療科偏在の解消の重要性が増す中で、地域枠医師制度のより適切な運用が求められている。そうした中、地域枠医師に対するキャリア形成プログラムの充実が課題となっているが、神奈川県では、新専門医制度への対応が優先され、地域枠医師の義務年限内に果たされるべき「地域医療実践」の内実が、地域枠医師制度の趣旨に照らして不十分であるから、この充実を様々な創意工夫によって具体的に進めることを要望する。</p>
	<p>本県はこれまで人口10万人あたりの医師数をベースに、県全体が医師不足として、キャリア形成プログラムにおける「地域医療実践」は県内全域で行うこととしておりました。</p> <p>一方、国から新たに示された医師偏在指標においては、医師少数地域に位置付けられた地域はないものの、県西部などの3地域は、医師少数でも多数でもない地域に位置付けられています。</p> <p>地域医療実践の趣旨に鑑みて、当該3地域に医師が派遣されることが望ましいですが、医師の勤務先や居住先は、修学資金貸与者であっても、本人や大学の意向を踏まえて調整する必要があるため、県としては、関係者への働きかけを通じて、医師不足地域への従事を促します。</p> <p>また、専門研修基幹病院に対して、医療対策協議会での協議を通じて、横浜・川崎など医師が相対的に多い地域における専門研修を行う病院に対し、研修プログラムに医師不足に悩む地域での研修を組込み、様々なキャリアを積むことができる内容にするよう働きかけていきます。</p> <p>これらの取組も行いながら、キャリア形成プログラム上において、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関において従事することが求められる「地域医療実践」について、どのように運用していくか、医療対策協議会で議論を行っていきます。</p>